

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X1 ほか

控訴人(一審原告) X51 ほか

参加人 関西電力株式会社

## 一審被告第22準備書面

(一審原告ら準備書面(11)及び(12)への反論)

令和7年4月10日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦

一審被告指定代理人 堀田秀一

江原謙一

向井恵美

伊藤健太郎

篠原智仁

松本涉

鈴木洸祐

野 津 純 佳

田 中 希 優

中 根 一朗 佑

古 賀 行 俊

島 田 充 裕

松 浦 究

稻 田 恵 幸

新 井 夢 吐

鶴 園 夫 孝

藤 田 郎 悟

高 橋 豪

中曾根 依 佳

佐 藤 和 清

吉 田 乃 彩

藤 原 月 優

松 本 里香 侑

大 浅 田 薫

吉田匡志

田上雅彦

小林源裕

荒木佑馬

後藤堯人

井藤志暢

石本正明

塩尻浩貴

兼重直樹

奥崎鴻生

仲村淳一

長江博

渡邊桂一

大辻絢子

内藤浩行

佐藤雄一

平林昌樹

(目次)

第1 はじめに .....	6
第2 一審原告ら準備書面(11)への反論 .....	6
1 地盤の変位に関する調査において、参加人が地球物理学的調査としての三次元反射法地震探査を実施しなかったことは調査不足であって、これを前提に行われた本件処分は地質審査ガイド及び設置許可基準規則3条3項に違反するという一審原告らの主張は理由がないこと .....	6
(1) 一審原告らの主張 .....	6
(2) 一審被告の反論 .....	7
ア 一審原告らが指摘する地質審査ガイドの記載は、設置許可基準規則3条3項の検討対象となる断層等の調査において、三次元反射法地震探査の実施が必須であると解すべき根拠となるものでないこと .....	7
イ 小括 .....	9
2 新F-6破碎帯の連続性及び活動性並びに台場浜トレンチの破碎部bの連続性に関する参加人の調査不足を指摘する一審原告らの主張は理由がないこと	9
(1) 新F-6破碎帯の連続性について .....	9
ア 一審原告らの主張 .....	10
イ 一審被告の反論 .....	10
(2) 台場浜トレンチの破碎部bの連続性について .....	14
ア 一審原告らの主張 .....	14
イ 一審被告の反論 .....	14
第3 一審原告ら準備書面(12)への反論 .....	15
1 一審原告らの主張 .....	15
2 一審原告らによる数式展開により示された短周期の地震動レベルSA(f)と地震モーメントの相関関係を根拠に、ばらつきの考慮として震源断層面積から算出される地震モーメントに上乗せをすることが合理的であるとする一審原	

告らの主張は、地震学・地震工学的見地から合理性を有するとは認められないこと..... 17

## 第1 はじめに

一審被告は、本準備書面において、一審原告らの2025（令和7）年1月6日付け準備書面(11)（以下「一審原告ら準備書面(11)」という。）及び同日付け準備書面(12)（以下「一審原告ら準備書面(12)」という。）における主張に対して、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに定義するものを除き、原判決の例により、原判決に定義がないものについては、一審被告準備書面等の例による（本書面末尾に略称語句使用一覧表を添付する。）。

## 第2 一審原告ら準備書面(11)への反論

1 地盤の変位に関する調査において、参加人が地球物理学的調査としての三次元反射法地震探査を実施しなかったことは調査不足であって、これを前提に行われた本件処分は地質審査ガイド及び設置許可基準規則3条3項に違反するという一審原告らの主張は理由がないこと

### (1) 一審原告らの主張

一審原告らは、地質審査ガイドI. 2. 2 (1)に、「将来活動する可能性のある断層等の認定においては、調査結果の精度や信頼性を考慮した安全側の判断が行われていることを確認する。その根拠となる地形面の変位・変形は変動地形学的調査により、地層の変位・変形は地表地質調査及び地球物理学的調査により、それぞれ認定されていることを確認する。」（乙第45号証5ページ）との記載があることなどを根拠に、「かかる地質審査ガイドの定めからすると、設置許可基準規則3条3項の適合性判断の前提として、変動地形学的調査、地表地質調査、地球物理学的調査等各種調査を行っていることが要請されて」いるとした上で、「一審被告の主張する初期段階の調査においても、地球物理学的調査は行われる必要があるところ、本件原子炉敷地において行われた地球物理学的調査は参加人により行われた二次元反射法地震探査

等」であり、「初期段階の調査における地球物理学調査としての三次元反射法地震探査は行われておらず、敷地調査は全く不十分である。この点明らかに地質審査ガイドに反し、そのような調査不足の情報を前提に行われた地盤の変位に関する判断は設置許可基準規則3条3項に反することは明らかである。」と主張する（一審原告ら準備書面(11)第2・5ないし10ページ、第3の4・21ないし23ページ）。

## (2) 一審被告の反論

ア 一審原告らが指摘する地質審査ガイドの記載は、設置許可基準規則3条3項の検討対象となる断層等の調査において、三次元反射法地震探査の実施が必須であると解すべき根拠となるものでないこと

一審被告第11準備書面第3の2(2)(39ないし41ページ)のとおり、地質審査ガイド（乙第45号証）は、原子炉設置（変更）許可の審査において、審査官等が設置許可基準規則及び設置許可基準規則の解釈の趣旨を十分に踏まえ、基準地震動及び基準津波の策定並びに地盤の安定性評価等に必要な調査及びその評価の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的として作成されたものであるところ、陸域における断層調査に当たって用いることのできる手法は多種多様であって、地質審査ガイドI.2.2(1)に挙げられている地球物理学的調査についても、一審原告らが挙げる三次元反射法地震探査に限られるものではなく、重力探査や電気探査等、複数の手法が挙げられる。これらの調査手法は、その手法ごとに様々な特性ないし長短があることからすれば、調査によって確認すべき事項や調査を行う場所の状況等によって最も有効な調査方法を選択して調査を行うことが重要となる。（以上につき、乙第353号証及び乙第354号証）

そのため、断層等の調査を的確に行うためには、調査によって確認すべき事項や調査を行う場所等の状況等を踏まえ、調査目的（調査によって把握すべき事項）に応じて有効かつ実行可能な調査手法を適切に選択し、あ

るいは組み合わせる必要があるといえる。このことは、地質審査ガイド I. 1. (1) に「目的に応じた調査手法が選定されるとともに、調査手法の適用条件及び精度等に配慮し、調査結果の信頼性と精度が確保されていることを確認する。」、同 (2) に「調査方法に関しては、調査地域の地形・地質条件に応じ、既存文献の調査、変動地形学的調査、地質調査、地球物理学的調査等の特性を活かし適切に組み合わせた調査計画に基づいて得られた結果から総合的に検討されていることを確認する。」と記載されていることからも裏付けられるといえる（乙第 45 号証 3 ページ）。

以上からすれば、地質審査ガイド I. 2. 2 (1) における「その根拠となる地形面の変位・変形は変動地形学的調査により、地層の変位・変形は地表地質調査及び地球物理学的調査により、それぞれ認定されていることを確認する。」（同号証 5 ページ）との記載は、地形面や地層の変位・変形を認定するために採用し得る調査方法を記載したものであり、設置許可基準規則 3 条 3 項の検討対象となる断層等の調査において、地球物理学的調査の実施を必須とするものではなく、ましてや地球物理学的調査の一つである三次元反射法地震探査を行うことを必須としているわけではないことは明らかである。

そして、設置許可基準規則 3 条 3 項の検討対象となる断層等に関する参加人の申請及びこれに対する適合性審査については、被告原審第 8 準備書面、一審被告第 4 準備書面第 4 (32ないし 51 ページ)、同第 11 準備書面第 3 (34ないし 41 ページ)、同第 16 準備書面第 3 (20ないし 27 ページ) 並びに同第 20 準備書面第 3 (13ないし 20 ページ) 及び第 4 (20ないし 30 ページ) のとおりであり、参加人が、地球物理学的調査の一つである三次元反射法地震探査を行わなかったことに調査の不足はなく、これを前提とした本件処分が設置許可基準規則 3 条 3 項に違反するものではない。

## イ 小括

以上のとおり、一審原告らが指摘する地質審査ガイドの記載は、設置許可基準規則3条3項の検討対象となる断層等の調査において、地球物理学的調査の実施はもとより、地球物理学的調査の一つである三次元反射法地震探査の実施が必須であると解すべき根拠となるものではなく、また、本件の場合、参加人が地球物理学的調査の一つである三次元反射法地震探査を行わなかつたことに調査の不足はないのであるから、かかる参加人が行った調査を前提としてされた本件処分は、設置許可基準規則3条3項に違反するものではない。

したがつて、設置許可基準規則3条3項が定める地盤の変位に係る規制要求への適合性に関する原子力規制委員会の審査過程及び判断結果に看過し難い過誤、欠落はない。

なお、一審原告らは、一審被告第20準備書面（12ページ）の図1に基づき、一審被告自身が設置許可基準規則3条3項ないし4条該当性を判断する前の初期段階の調査として地球物理学的調査を位置づけているとも主張するが（一審原告ら準備書面(11)第2の3・8及び9ページ、第3の4・23ページ）、一審被告が前記図1で示した断層調査の流れは、設置許可基準規則3条3項の検討対象となる断層等のみを対象としたものではなく、同規則4条の検討対象となる断層の調査も含まれている上、前記図1に「※なお、状況により順番が前後したり、同様の調査を再度行うこともある。」と記載しているとおり、全ての調査が初期段階に行われることを前提とするものではなく、一審原告らの主張は前記図1の記載についての理解を誤るものである。

## 2 新F-6破碎帯の連続性及び活動性並びに台場浜トレンチの破碎部bの連続性に関する参加人の調査不足を指摘する一審原告らの主張は理由がないこと

### (1) 新F-6破碎帯の連続性について

## ア 一審原告らの主張

一審原告らは、新F-6破碎帯の連続性について、①大飯破碎帶有識者会合の構成員らがボーリングNo. 37孔の西側での調査を要求したにもかかわらず、参加人がこれを行わなかったこと、②大飯破碎帶有識者会合の評価書においても、旧トレーニチから南側トレーニチの間の新F-6破碎帯の連続性は確認されていないこと、③南側トレーニチについて、参加人は、大飯破碎帶有識者会合において島崎委員から300mのトレーニチを掘るように求められたにもかかわらず、70mのトレーニチしか掘削していないことなどを根拠に、原子力規制委員会による新F-6破碎帯の連続性の判断には疑義があると主張する（一審原告ら準備書面(11)第3の1・10ないし17ページ）。

## イ 一審被告の反論

(ア) 前記ア①の主張（ボーリングNo. 37孔の西側での調査）及び同②の主張（大飯破碎帶有識者会合の評価書における記載）について

一審被告第20準備書面第3の1(2)（14ないし18ページ）のとおり、大飯破碎帶有識者会合の第4回評価会合及び第5回評価会合において、島崎委員、重松構成員及び渡辺構成員から、ボーリングNo. 37孔の西側部分に関する指摘があったものの（甲第66号証41及び45ページ、乙第261号証13及び22ページ）、第6回評価会合及び第7回評価会合において、参加人からNo. 37孔の破碎部の調査結果の詳細について説明がされ、その説明に対して各構成員から質問がされたものの、最終的には、島崎委員から参加人の説明が合理的であるとの発言がされ、今後疑問が出れば参加人に追加調査を依頼するとの方針が示され、他の構成員もこれを了承したものである（乙第38号証37ページ）。そして、第8回評価会合以降、大飯破碎帶有識者会合の構成員の誰からも新F-6破碎帯の連続性に係る追加調査についての発言はなく、大飯

破碎帶有識者会合は、評価書案を取りまとめているところ、同評価書案においては、新F-6 破碎帯の連続性について参加人の評価結果を是認している（乙第345号証16及び17ページ）。

また、大飯破碎帶有識者会合のピアレビュー会合においても、新F-6 破碎帯の連続性に関して、追加調査が必要であるとの意見はなく（乙第282号証）、最終的な評価書においても評価書案と同じ記載がされているほか（乙第49号証17及び18ページ）、原子力規制委員会の審査においても、大飯破碎帶有識者会合の評価を重要な知見の一つとして参考とした上で（乙第51号証）、追加調査を求める事なく、参加人の新F-6 破碎帯の連続性評価を妥当であるとしている（丙第53号証57ないし63ページ）。

以上のとおり、大飯破碎帶有識者会合においては、第4回評価会合及び第5回評価会合において、ボーリングNo. 37孔の西側部分に関する指摘があったものの、第6回評価会合及び第7回評価会合において参加人の説明が合理的であるとの島崎委員の発言があり、他の構成員もこれを了承したものであって、第8回評価会合以降も同会合の構成員の誰からも追加調査についての発言はなかったものである。これらの経過に照らせば、大飯破碎帶有識者会合は、新F-6 破碎帯の連続性評価についての見解を取りまとめるに当たり、No. 37孔の西側で追加のボーリング調査等が行われなかつたことをもって、参加人の調査に不足があったとは評価しておらず、参加人の調査によって十分なデータが収集されていると評価していたということができる。

また、一審被告第20準備書面第3の1(2)ウ(18ページ)のとおり、大飯破碎帶有識者会合の評価書においては、新F-6 破碎帯について、「連続している可能性があると評価した。」との表現が用いられているところ、同表現は、これに引き続いてされている「ただし、ボーリング調

査によって破碎帯の連続性を議論することには限界があるため、新F-6 破碎帯が一続きの破碎帯ではない可能性もあるという意見もあった。」との記載（乙第49号証18ページ）から明らかなとおり、そもそもボーリング調査によって得られる地質情報が部分的なものであり、破碎帯の位置を連続的に確認できているものではない以上、新F-6 破碎帯は一続きの破碎帯ではない可能性もあるという意見もあったことから、念のために「連続している可能性がある」との表現にとどめられたものであって、新F-6 破碎帯が連続しているとの判断には十分な合理性が認められるものである（被告原審第8準備書面第3の1・20及び21ページ参照）。

したがって、大飯破碎帶有識者会合の構成員らがボーリングN.O. 37孔の西側での調査を要求していたにもかかわらず、参加人がこれを行わなかつたこと及び大飯破碎帶有識者会合の評価書における記載を根拠に、新F-6 破碎帯の連続性に係る原子力規制委員会の判断を論難する一審原告らの主張は理由がない。

(イ) 前記ア③の主張（大飯破碎帶有識者会合において島崎委員から300mのトレンチを掘るように求められていたこと）について

大飯破碎帶有識者会合の第2回会合において、島崎委員から南側トレンチについて、「こちら側に150mほど、反対側にも150mほど掘つていただきて、この状況をまず明らかにするということが、一番重要ではないか」との指摘があったところ、その指摘に続けて、島崎委員が「これだけやっても、何も出なければ、本当にこういうものがあるのかどうかということになりますし、一方、ここでトレントで何か出るのであれば、恐らく連続しているのではないかという蓋然性が増してくると思います」と発言しているとおり、島崎委員が南側トレントの長さについて指摘したのは、広い範囲でトレントを掘削することによりF-6 破

碎帶の連續性を確認しようという趣旨であったものと思われる（乙第355号証37ページ）。この点、参加人は、南側トレンチについて、長さ約70mのトレンチを掘削してF-6破碎帶の連續性に関する調査を行っているところ（丙第49号証）、これは、上載地層法<sup>1</sup>を用いたF-6破碎帶の活動性評価が実施できる地点として南側トレンチの掘削位置及び範囲を決めるに当たり、事前に行ったボーリング調査結果等を基に既往トレンチより南方のF-6破碎帶の連續性を確認しつつ、同破碎帶を捉えられるであろうと思われる掘削範囲を地質図学的に判断したものである（参加人控訴審準備書面(1)第2の3(2)イ・12ないし18ページ、丙第49号証5ページ）。そして、参加人が南側トレンチに係る追加調査を行って以降、大飯破碎帶有識者会合の構成員の誰からも南側トレンチの追加調査についての発言はなく、大飯破碎帶有識者会合は評価書案を取りまとめているところ、同評価書案においては、新F-6破碎帶の連續性について、参加人の評価結果を是認しており、大飯破碎帶有識者会合のピアレビュー会合においても、新F-6破碎帶の連續性について、追加調査が必要であるとの意見はなく（乙第282号証）、最終的な評価書においても評価書案と同じ記載がされていること（乙第49号証17及び18ページ）は、前記(ア)のとおりである。

以上からすれば、大飯破碎帶有識者会合は、新F-6破碎帶の連續性評価についての見解を取りまとめるに当たり、南側トレンチについて調査範囲を拡大した追加調査が行われなかったことをもって、参加人の調

<sup>1</sup> 上載地層とは、断層の上端部を被覆して分布する地層のことをいうところ、断層等の活動性を評価するに当たり、上載地層に断層等の変位・変形が及んでいない場合は、このことをもって上載地層の堆積年代以降には当該断層等が活動していない根拠とするとできるとされている（一審被告第15準備書面脚注1・7ページ参照）。当該断層等による変位等が及んでいない地層（上載地層）の形成年代を特定することにより、当該断層等が少なくともどの時期以降動いていないかを評価する方法を上載地層法という（一審被告第4準備書面第3の2(3)ア・25及び26ページ参照）。

査に不足があったとは評価しておらず、参加人の調査によって十分なデータが収集されていると評価していたということができる。

したがって、大飯破碎帶有識者会合において、島崎委員から南側トレンチの範囲について指摘があったことを根拠に、新F-6破碎帶の連續性に係る原子力規制委員会の判断を論難する一審原告らの主張は理由がない。

## (2) 台場浜トレントの破碎部bの連續性について

### ア 一審原告らの主張

一審原告らは、「一審被告は第20準備書面で、台場浜トレント内で確認された活断層b（引用者注：破碎部b）の延長について、ボーリングNo. 18には連続していないとの結果を示している」とした上で、No. 18孔が同トレント内にあり、破碎部bの西側に位置していることからすれば、破碎部bがNo. 18孔には連続しないとの結果（一審被告第20準備書面第4の1(1)・20ないし22ページ参照）をもって、破碎部bが同トレントより南側のNo. 13孔に延びていないとの証拠にはなり得ないと主張する（一審原告ら準備書面(11)第3の3・19ないし21ページ）。

### イ 一審被告の反論

一審被告が、一審被告第20準備書面第4の1(1)（20ないし22ページ）において、破碎部bがNo. 18孔には連続していない点を指摘したのは、大飯破碎帶有識者会合のピアレビュー会合における重松構成員の「bがステージ「口」ですね」（乙第282号証43ページ）との発言が、破碎部bと、破碎部bの下方延長位置に認められるNo. 18孔の破碎部とが異なる活動ステージであることを述べる意図であったことを説明するためである。一審被告は、破碎部bがNo. 18孔には連続していないことを、破碎部bが台場浜トレントの南方のNo. 13孔に延長しないとの直接の根拠として位置づけているものではない。

したがって、一審原告らの前記アの主張は、そもそも一審被告の主張を正解しないものである。

なお、参加人は、台場浜トレーンチより南側で実施したボーリング調査結果を踏まえ、破碎部bが直線的に南方に延伸すると仮定した場合に破碎部bが出現すると想定される複数の場所において破碎部bに対応する破碎部がないことを確認している（丙第61号証の1・123ページ）。これに基づき、破碎部bが耐震重要施設等の直下には連続しておらず、設置許可基準規則3条3項の検討対象ではないとした参加人の評価結果が妥当であると判断した原子力規制委員会の審査過程及び判断結果に過誤・欠落はないことについては、一審被告第4準備書面第4の5（42ないし51ページ）及び同第15準備書面第2の5（17ないし19ページ）で述べたとおりである。

### 第3 一審原告ら準備書面(12)への反論

#### 1 一審原告らの主張

一審原告らは、参加人が「短周期の地震動レベル1.5倍ケース」の計算手法を説明する際に示した震源波形<sup>2</sup>の加速度フーリエスペクトルSA(f)の数

<sup>2</sup> 震源波形とは、地下深部の震源断層から放出される地震波（波形）をいう。震源波形は、地表に設置された地震計で観測される地震波（地震動）とは異なり、飽くまで地下深部の震源域における地震波となる。なお、震源波形のうち、加速度震源波形のフーリエスペクトルをとったものが加速度震源スペクトルとなる。

式<sup>3</sup>につき、コーナー周波数<sup>4</sup>  $f_c$  と応力降下量  $\Delta\sigma$  及び地震モーメント  $M_0$  の関係式を代入の上変形し、その結果に基づき、「短周期の地震動レベル<sup>5</sup> SA (f) は、地震モーメント  $M_0$  の  $1/3$  乗に比例する」から、「長大な断層」に係るレシピの想定と参加人（関電）の計算方法に従っても、地震モーメントの上乗せの影響は、壇ほかの式（マ）によって短周期レベルを求める場合と同じ結果になり、「地震モーメントの値が増えれば、平均すべり量が増え、また短周期領域の地震動も増える」ことになるとした上で、「ばらつきの考慮として  $M_0$  に標準偏差  $\sigma$  を上乗せすれば、 $M_0$  は  $10^\circ = 2.41$  倍となる。平均すべり量  $D = M_0$

<sup>3</sup> 一審原告ら準備書面(12) 4 (2) (6ページ) 記載の数式である「 $SA(f) = (2\pi f)^2 M_0 / (1 + (f/f_c)^2)$   $f_c = C (\Delta\sigma/M_0)^{1/3}$ 」を指す。数式  $SA(f)$  について、一審原告ら準備書面(12)では、①参加人が示した震源波形の加速度フーリエスペクトル  $SA(f)$ （一審原告ら準備書面(12) 4 (3)・7ページ参照）と、②一審原告らが前記①に基づき新たに導出した短周期の地震動レベル  $SA(f)$ （一審原告ら準備書面(12) 4 (3)・8ページ参照）の2種類が併存していることに留意が必要である。本準備書面における数式  $SA(f)$  の記載は、一審原告ら準備書面(12)の記載に倣ったものである。

<sup>4</sup> コーナー周波数とは、震源スペクトルの変曲点（スペクトルの平坦部から折れ曲がる位置）における周波数をいい、規模が大きい地震ほどコーナー周波数が低くなり、規模が小さい地震ほどコーナー周波数が高くなる地震規模依存性（地震のスケーリング則）を有する。したがって、規模が大きい地震ほど低周波、すなわち長周期に富む地震波を震源（震源断層）から放射することになる。コーナー周波数  $f_c$  は、Brune(1970) 及び Boore(1983) に基づき応力降下量  $\Delta\sigma$  を介して  $f_c = 4.9 \times 10^6 \times V_s \times (\Delta\sigma/M_0)^{1/3}$  により算出される。なお、一審原告らは、「 $f_c = 4.0 \times 10^6 \times V_s \times (\Delta\sigma/M_0)^{1/3}$ 」としているが（一審原告ら準備書面(12) 4 (3)・7ページ）、同式中の定数「4.0」は「4.9」の誤りである。

<sup>5</sup> 一審原告らが新たに導出した短周期の地震動レベル  $SA(f)$  は、  

$$SA(f) = P \times C^2 \times \Delta\sigma^{2/3} \times M_0^{1/3}$$
 ( $P$  及び  $C$  は定数)  
 となる。同式中の定数  $P$  は、地震波の放射特性（断層のすべり方向に依存する地震動の強さ）( $R_{\theta\phi}$ )、地震波のエネルギー分配係数（水平方向の2成分にエネルギーを分配する係数）( $P_{RTITN}$ )、地震が発生する震源（震源断層）域の地殻の密度 ( $\rho$ ) 及び S 波速度 ( $V_s$ ) から、 $P = R_{\theta\phi} \times P_{RTITN} \times \pi / (\rho \times V_s^3)$  となる。また、定数  $C$  は、 $C = 4.9 \times 10^6 \times V_s$  となる。なお、一審原告らは、参加人が示した震源波形の加速度フーリエスペクトル  $SA(f)$  の数式について、「短周期レベル」の定義（一審原告ら準備書面(12) 4 (2)・6ページの図参照）に従って、同式を周波数  $f$  が大きい短周期の震源波形（地震波）の場合の式に近似した上で、短周期の地震動レベル  $SA(f)$  を導出したものであるが（一審原告ら準備書面(12) 4 (3)・7 及び 8 ページ）、一審原告らが新たに導出した短周期の地震動レベル  $SA(f)$  は、周波数  $f$  の関数を含まないため、本来ならば、「 $SA(f)$ 」を「 $SA$ 」と表記すべきである。ここでいう近似とは、参加人が示した震源波形の加速度フーリエスペクトル  $SA(f)$  の数式について、「 $f$  が  $f_c$  より十分大きくなると、 $f_c$  に係る項の分母の 1 を無視できるようになる。」（一審原告ら準備書面(12) 4 (3)・8 ページ）ことをいう。

$\sqrt{\mu S}$  も 2.41 倍となり、最大加速度は  $856 \times 2.41^{1/3} = 1150$  ガルとなる」と主張する(一審原告ら準備書面(12)4 及び5・5ないし9ページ)。

一審原告らの前記主張の趣旨は判然としないものの、一審原告らは、一審被告が、一審被告第21準備書面第1の2(2)(7ページ)において、参加人が「短周期の地震動レベル」を基本ケースの1.5倍となるようにして地震動を計算したことは、震源における「短周期レベル」を1.5倍とすることと同視することができると主張し、また、同準備書面第6の3(26ないし29ページ)において、「FO-A～FO-B～熊川断層による地震」の「断層モデルを用いた手法による地震動評価」では、仮に震源断層面積から算出される地震モーメントに何らかの上乗せを行い、これにより震源断層全体の平均すべり量が大きくなつたとしても、推本レシピに従つた計算によれば、それらが短周期領域の地震動に影響を及ぼすアスペリティの総面積とアスペリティの応力降下量に影響を与えることはないと主張したことに対し、一審原告らが、参加人が「短周期の地震動レベル1.5倍ケース」の計算手法を説明する際に示した震源波形の加速度フーリエスペクトル SA(f)に基づき導出した短周期の地震動レベル SA(f)を用いると、地震モーメントの値が増えれば、「短周期の地震動レベル」はその3分の1乗に比例して増加することから、ばらつきの考慮として震源断層面積から算出される地震モーメントに上乗せをすることが合理的である旨を述べるものであると解される。

2 一審原告らによる数式展開により示された短周期の地震動レベル SA(f)と地震モーメントの相関関係を根拠に、ばらつきの考慮として震源断層面積から算出される地震モーメントに上乗せをすることが合理的であるとする一審原告らの主張は、地震学・地震工学的見地から合理性を有するとは認められないこと

(1) しかしながら、一審原告らが導出した短周期の地震動レベル SA(f)の数式において、「短周期の地震動レベル」が地震モーメントの1/3乗に比例

するという相関関係が認められたとしても、「FO-A～FO-B～熊川断層による地震」の「断層モデルを用いた手法による地震動評価」を行う際の震源特性パラメータの設定にはその数式を用いるわけではないから、一審原告らの前記1の主張はその前提を誤るものである。

すなわち、一審原告らが、参加人が「短周期の地震動レベル1.5倍ケース」の計算手法を説明する際に示した震源波形の加速度フーリエスペクトルSA(f)に基づき導出した短周期の地震動レベルSA(f)における数式は、「短周期の地震動レベル」が地震モーメントの1/3乗に比例するという相関関係を有しているところ、この相関関係は、推本レシピを構成する壇ほか式においても、「短周期レベル」と地震モーメントの関係を示すものとして数式上明示されているものであり（乙第155号証62ページ、同第251号証9ページ<sup>6</sup>）、そのような相関関係が認められることは、推本レシピも所与の前提としている。

この点、一審被告第21準備書面第6の3（26ないし29ページ）のとおり、参加人は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」については、本件発電所の敷地に大きな影響を及ぼす地震となる「FO-A～FO-B～熊川断層による地震」に関し、「断層モデルを用いた手法による地震動評価」を重視することとし、地震動審査ガイド「I. 3. 3. 2(4)①1」に示された推本レシピ等を参考するなどして、基本震源モデル（基本ケース）及び不確かさケースの震源特性パラメータを設定した地震動評価を行い、基準地震動を策定している。そして、一審被告第3準備書面第1の3(1)（4ないし6ページ）並びに同第17準備書面第6の1及び2（40ないし43ページ）のとおり、FO-A～FO-B～熊川断層は、推本レシピでいうところの「長大な断層」に該当することから、同レシピの記載に従えば、地震モーメント

<sup>6</sup>  $A = 2.46 \times 10^{10} \times (M_0 \times 10^7)^{1/3}$  (推本レシピ(12)式)

の値から「短周期レベル」を算出する過程を経ることなく、既往の研究成果に基づく一定式を用いるなどして、アスペリティの総面積、震源断層全体の平均応力降下量及びアスペリティの応力降下量を算出することとなり、アスペリティの総面積とアスペリティの応力降下量は地震モーメントと無関係に算出されることとなる。実際、参加人が行った「FO-A～FO-B～熊川断層による地震」の「断層モデルを用いた手法による地震動評価」では、アスペリティの総面積は Somerville et al. (1999) を参考に震源断層面積の 22%、アスペリティの応力降下量は Fujii and Matsu'ura (2000) を参考に 14.1 MPa と算出されている（乙第 251 号証 11 及び 12 ページ、乙第 335 号証 20 ページ）。そのため、かかる地震動評価では、仮に震源断層面積から算出される地震モーメントに何らかの上乗せを行い、これにより震源断層全体の平均すべり量が大きくなつたとしても、推本レシピに従つた計算によれば、それらが、短周期領域の地震動に影響を及ぼすアスペリティの総面積とアスペリティの応力降下量に影響を与えることはないのである。

この点、推本レシピの信頼性については一審被告第 17 準備書面第 2 の 2 (2) (11ないし 15 ページ) のとおりであるところ、アスペリティの総面積を Somerville et al. (1999) を参考に震源断層面積の 22%、アスペリティの応力降下量を Fujii and Matsu'ura (2000) を参考に算出する方法<sup>7</sup>については、地震調査委員会<sup>8</sup>において、長大な断層である「山崎断層帯」の地震動を評価するに当たり、震源特性パラメータの設定に関して様々な検討を行う中

<sup>7</sup> Fujii and Matsu'ura (2000) は、長大な横ずれ断層に係る関係式と収集した観測データに基づく回帰計算により、震源断層全体の平均応力降下量を 3.1 MPa と導出しておらず、同平均応力降下量を用いて Madariaga (1979) による式（乙第 251 号証 11 ページ）から、アスペリティの応力降下量は約 14.4 MPa となる（同号証 12 ページ）。

<sup>8</sup> 地震調査委員会は、阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月）を契機として、我が国の地震調査研究を一元的に推進するため、地震防災対策特別措置法に基づき、政府の特別な機関として平成 7 年 7 月に設置された地震調査研究推進本部の下部組織であり、日本全国の地震活動を対象に、気象庁、国土地理院などの関係行政機関や大学などの調査結果を収集、整理、分析し、総合的な評価を政府として行う役割を担っている。

で提唱されたもので、「長大な断層に対しても、既往の研究と同程度の応力降下量が推定でき、強震動予測結果もレシピに従った結果と同程度となる」(地震調査委員会、2005b「山崎断層帯の地震を想定した強震動評価について」(乙第89号証4ないし6及び15ないし16ページ))ことが確認された上で、以降の推本レシピに取り入れられ、現在まで引き続き用いられている手法であって、当該手法は、地震学・地震工学的見地からしても十分合理性が認められる。

(2) 前記1でも触れたとおり、一審原告らは、参加人が「短周期の地震動レベル1.5倍ケース」の計算手法を説明する際に示した震源波形の加速度フーリエスペクトル  $S_A(f)$  の数式につき、コーナー周波数  $f_c$  と応力降下量  $\Delta\sigma$  及び地震モーメント  $M_0$  の関係式を代入の上変形した結果によれば、「応力降下量  $\Delta\sigma$  を一定とするレシピの想定により、短周期の地震動レベル  $S_A(f)$  は、地震モーメント  $M_0$  の  $1/3$  乗に比例することになる」とし、「以上のように、「長大な断層」に係るレシピの想定と参加人(関電)の計算方法に従っても、地震モーメントの上乗せの影響は、壇ほかの式(ママ)によって短周期レベルを求める場合と同じ結果になることが確認できた」とするが、参加人が用いた数式は、「短周期の地震動レベル1.5倍ケース」の計算手法を説明するために示されたものである(乙第348号証91ページ参照)。

これに対し、「FO-A～FO-B～熊川断層による地震」の地震動評価を行う際の震源特性パラメータの設定に当たっては、前記(1)のとおり、FO-A～FO-B～熊川断層は、推本レシピでいうところの「長大な断層」に該当することから、同レシピの記載に従えば、アスペリティの総面積とアスペリティの応力降下量は地震モーメントと無関係に算出されるのであって、仮に震源断層面積から算出される地震モーメントに何らかの上乗せを行い、これにより震源断層面積全体の平均すべり量が大きくなったとしても、それらが短周期領域の地震動にほとんど影響を及ぼすことはない。このことは、一

審原告らも「国の補足説明の第1は、長大断層について、アスペリティの応力降下量 $14.1 \text{ MPa}$ という固定した数値に仮定する手法について言及したものである。このアスペリティの応力降下量を固定する手法による限り、震源断層全体の平均すべり量が大きくなつたとしてもアスペリティ応力降下量に影響を与えることがない、というのはあたりまえのことを言ったに過ぎない。」（一審原告ら準備書面(12)3・4ページ）と述べているとおりである。

このように、一審原告らが導出した短周期の地震動レベル $S_A(f)$ における数式及び壇ほか式の数式が、「短周期の地震動レベル」及び「短周期レベル」が地震モーメントの $1/3$ 乗に比例するという関係を定めているとしても、 $F_O - A \sim F_O - B \sim$ 熊川断層が、推本レシピでいうところの「長大な断層」に該当する以上、「 $F_O - A \sim F_O - B \sim$ 熊川断層に係る地震」の「断層モデルを用いた手法による地震動評価」を行う際の震源特性パラメータの設定に当たっては、一審原告ら指摘に係る数式を用いて「短周期の地震動レベル」及び「短周期レベル」を求めるのではなく、既往の研究成果に基づく一定式を用いるなどして、アスペリティの総面積、震源断層全体の平均応力降下量及びアスペリティの応力降下量を算出することとなり、アスペリティの総面積とアスペリティの応力降下量は地震モーメントと無関係に算出されることとなるため、仮に震源断層面積から算出される地震モーメントに何らかの上乗せを行ったとしても、それにより短周期領域の地震動にほとんど影響を及ぼすことはないことは、これまで述べたとおりである。一審原告らの主張は、一審原告らが導出した短周期の地震動レベル $S_A(f)$ を前提として、推本レシピにおける「長大な断層」の考え方へ従つた「 $F_O - A \sim F_O - B \sim$ 熊川断層に係る地震」の「断層モデルを用いた手法による地震動評価」を論難するものであつて、その前提を誤つてゐる。

(3) 以上のとおり、推本レシピによれば、震源断層が推本レシピでいうところ

の「長大な断層」に該当する場合には、地震モーメントの値から「短周期レベル」を算出する過程を経ることなく、既往の研究成果に基づく一定式を用いるなどして、アスペリティの総面積、震源断層全体の平均応力降下量及びアスペリティの応力降下量を算出することとなり、アスペリティの総面積とアスペリティの応力降下量は地震モーメントと無関係に算出されることとなるところ、かかる算出手法は、地震学・地震工学的見地からしても十分合理性が認められるものである。そうだとすれば、仮に震源断層面積から算出される地震モーメントに何らかの上乗せを行ったとしても、短周期領域の地震動にほとんど影響を及ぼすわけではないから、「長大な断層」に係るレシピの想定と参加人（関電）の計算方法に従っても、地震モーメントの上乗せの影響は、壇ほか式によって短周期レベルを求める場合と同じ結果になり、「地震モーメントの値が増えれば、平均すべり量が増え、また短周期領域の地震動も増える」ことにはならない。したがって、ばらつきの考慮として震源断層面積から算出される地震モーメントに上乗せをすることが合理的であるとする一審原告らの前記1の主張は、理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 大阪高等裁判所令和3年(行コ)第4号  
 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件  
 控訴人兼被控訴人 (一審被告) 国  
 被控訴人(一審原告) X 1 ほか  
 控訴人(一審原告) X 5 1 ほか  
 参加人 関西電力株式会社

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
<b>数字</b>				
①の考え方	①施設が有する安全機能の重要度に応じて適切な地震力を定め、その地震力に対し十分耐えるよう設計すること	控訴審第7準備書面	8	
2号要件	その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号)	原審第4準備書面	21	
②の考え方	②最も重要度の高い耐震重要度分類Sクラスに相当する耐震重要施設については、基準地震動による地震力に対し安全機能を保持すること	控訴審第7準備書面	8	
3号要件	その者に重大事故(発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第43条の3の22第1項において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号)	原審第4準備書面	22	
4号要件	発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号)	原判決	5	
7月27日規制委員会資料	平成28年7月27日原子力規制委員会資料「大飯発電所の地震動に係る試算の過程等について」	原審第15準備書面	11	
51条等	設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準1.8項の総称	原判決	163	
55条等	設置許可基準規則55条及び技術的能力審査基準1.12項の総称	原判決	176	
<b>英字</b>				

(a)ルート	「壇ほか式」(レシピ(12)式)とレシピ(13)式を用いてアスペリティ面積比を求める手順であり、M <sub>0</sub> からスタートし、加速度震源スペクトル短周期レベルA、(13)式を経て、アスペリティの総面積S <sub>a</sub> へと至る実線矢印のルート	原審第19準備書面	33	
(b)ルート	地震モーメントの増大に伴ってアスペリティ面積比が増大となる場合に、地震モーメントM <sub>0</sub> や短周期レベルAに基づきアスペリティ面積比等を求めるのではなく、「長大な断層」と付記された破線の矢印のとおり、アスペリティ面積比を約0.22の固定値に設定するルート	原審第19準備書面	33	
F-6破碎帯の屈曲	参加人の地質調査結果を基に評価された新F-6破碎帯の連続性に関して、山頂トレンチ付近では走向方向が北北東-南南西方向であるのに対して、旧トレンチ付近では北北西-南南東方向となり、走向方向が屈曲するように評価されている点	控訴審第20準備書面	13	
IAEA	国際原子力機関	原審第30準備書面	19	
IAEA・SSG-21	IAEA Safety Standards "Volcanic Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations" (No.SSG-21)	原審第30準備書面	13	
ICRP	国際放射線防護委員会	原判決	13	
ICRP2007勧告	ICRPの平成19年(2007年)の勧告	原判決	70 甲35, 乙32, 34, 218から220	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構(Japan Nuclear Energy Safety Organization)	原審第30準備書面	21	
Kinematicモデルによる方法	佐竹ほか(2002)による運動学的地すべりモデルによる予測方法	控訴審第10準備書面	26	
L <sub>sub</sub>	震源断層の長さ	原判決	18	
PAZ	放射線被ばくにより重篤な確定的影響を回避する区域	原審第32準備書面	13	
PRA	確率論的リスク評価	原審第17準備書面	24	
Somerville規範	「Somerville et al.(1999)」において示されたトリミングの規範	原審第16準備書面	41	
SRCMOD	Finite-Source Rupture Model Database	原審第19準備書面	43 乙86	
S波速度	せん断波速度	原審第24準備書面	25	
UPZ	確定的影响のリスクを合理的な範囲で最小限に抑える区域	原審第32準備書面	13	
Wattsほかの予測式	Grilli and Watts(2005)及びWattsほか(2005)による予測式	控訴審第10準備書面	26	
あ				
秋田県モデル	秋田県(2012)で想定されている日本海東縁部の断層の波源モデル	控訴審第10準備書面	21	
芦田氏	芦田謙京都大学名誉教授	控訴審第11準備書面	38	

安全審査指針類	第4準備書面別紙3に列記する原子力安全委員会(その前身としての原子力委員会を含む。)が策定してきた各指針	原審第4準備書面	29	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	13	乙4
安全評価上の設定時間	設置許可申請書添付書類第八の仕様及び添付書類十における運転時の異常な過渡変化及び事故の評価で設定した時間(「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」における「適切な値をとるような速度」についての解説部分より)	原審答弁書	23	乙3
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	19	乙20
安全余裕検討部会	制御棒挿入に係る安全余裕検討部会	原審第1準備書面	34	
<b>い</b>				
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174ページ)	原審第1準備書面	10	
石渡氏	日本地質学会長(当時)の石渡明氏	控訴審第15準備書面	16	
一審原告ら控訴答弁書	一審原告らの令和3年6月3日付け控訴答弁書	控訴審第2準備書面	4	
一審原告ら準備書面(2)	一審原告らの2022年(令和4年)5月20日付け準備書面(2)	控訴審第11準備書面	7	
一審原告ら準備書面(3)	一審原告らの2022年(令和4年)11月15日付け準備書面(3)	控訴審第11準備書面	7	
一審原告ら準備書面(5)	一審原告らの2023年(令和5年)5月16日付け準備書面(5)	控訴審第13準備書面	6	
一審原告ら準備書面(6)	一審原告らの2023年(令和5年)8月17日付け準備書面(6)	控訴審第15準備書面	6	
一審原告ら準備書面(7)	一審原告らの2023年(令和5年)11月15日付け準備書面(7)	控訴審第16準備書面	6	
一審原告ら準備書面(11)	一審原告らの2025年(令和7年)1月6日付け準備書面(11)	控訴審第22準備書面	6	
一審原告ら準備書面(12)	一審原告らの2025年(令和7年)1月6日付け準備書面(12)	控訴審第22準備書面	6	
一審被告	控訴人兼被控訴人国	控訴審第1準備書面	6	
一審被告控訴理由書	一審被告の令和3年2月5日付け控訴理由書	控訴審第1準備書面	6	
一審被告第1準備書面	一審被告の令和3年6月8日付け一審被告第1準備書面	控訴審第16準備書面	12	
一審被告第4準備書面	一審被告の令和4年8月22日付け一審被告第4準備書面	控訴審第5準備書面	4	

一審被告第6準備書面	一審被告の令和4年11月14日付け一審被告第6準備書面	控訴審第16準備書面	19	
一審被告第8準備書面	一審被告の令和5年2月14日付け一審被告第8準備書面	控訴審第9準備書面	5	
一審被告第9準備書面	一審被告の令和5年5月15日付け一審被告第9準備書面	控訴審第14準備書面	7	
一審被告第10準備書面	一審被告の令和5年5月15日付け一審被告第10準備書面	控訴審第12準備書面	6	
一審被告第11準備書面	一審被告の令和5年5月15日付け一審被告第11準備書面	控訴審第15準備書面	6	
一審被告第13準備書面	一審被告の令和5年8月15日付け一審被告第13準備書面	控訴審第16準備書面	11	
一審被告第14準備書面	一審被告の令和5年8月15日付け一審被告第14準備書面	控訴審第16準備書面	28	
一審被告第16準備書面	一審被告の令和6年2月21日付け一審被告第16準備書面	控訴審第17準備書面	9	
入倉ほか(1993)	入倉孝次郎ほか「地震断層のすべり変位量の空間分布の検討」	原審第18準備書面	9	甲151
入倉ほか(2017)	入倉らが執筆した論文である「Applicability of source scaling relations for crustal earthquakes to estimation of the ground motions of the 2016 Kumamoto earthquake (2016年熊本地震の地震動の推定に対する内陸殻内地震の震源スケーリング則の適用可能性)」	原判決	35	
入倉ほか(2014)	入倉ほかが執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	原判決	20	
入倉・三宅(2001)	入倉孝次郎氏及び三宅弘恵氏が執筆した論文である「シナリオ地震の強震動予測」	原判決	17	
入倉・三宅式	$M_0 = 7.5 \times 10^{18}$ 以上 $1.8 \times 10^{20}$ (Mw7.4相当)以下の地震の経験式 $M_0 = (S/4.24 \times 10^{11})^2 \times 10^{-7}$	原判決	237	
入倉	入倉孝次郎京都大学防災研究所教授(当時)	原判決	7	
入倉氏	入倉孝次郎京都大学名誉教授	控訴審第1準備書面	7	
う				
ウェルズほか(1994)	WellsとCoppersmithが執筆した論文である「New empirical relationships among magnitude, rupture length, rupture width, rupture area, and surface displacement」	原判決	85	
訴え変更申立書	原告らの平成25年9月19日付け訴えの変更申立書	原審第3準備書面	4	

訴えの変更申立書2	原告らの平成29年9月21日付け訴えの変更申立書	平成29年12月25日付け訴えの変更申立てに対する答弁書(原審)	5	
運動学的手法 え	佐竹ほか(2002)を参考にした運動学的モデルによる予測方法	控訴審第10準備書面	28	
<b>F-6破碎帯</b>				
F-6破碎帯	旧F-6破碎帯と新F-6破碎帯を区別しないときは単に「F-6破碎帯」という	原判決	52	
<b>お</b>				
大飯破碎帶有識者会合	原子力規制委員会における大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合	原判決	53	
大飯発電所3号炉	関西電力大飯発電所3号原子炉	原審答弁書	4	
大飯発電所4号炉	関西電力大飯発電所4号原子炉	原審答弁書	4	
大谷氏	大谷具幸・岐阜大学工学部社会基盤工学科准教授	控訴審第11準備書面	33	
小田急大法廷判決	最高裁判所平成17年12月7日大法廷判決(民集59巻10号2645ページ)	原審第2準備書面	9	
<b>か</b>				
開水路の解析	開水路の水理解析	控訴審第12準備書面	14	
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則17条の施行後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審第1準備書面	24	第4準備書面で基本用語を変更
改正原子炉等規制法	原子力規制委員会設置法附則18条による改正法施行後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。	原審第4準備書面	5	第1準備書面から基本用語を変更
改正地質審査ガイド	改正後の地質審査ガイド	控訴審第6準備書面	11	
改正地震動審査ガイド	改正後の地震動審査ガイド	控訴審第6準備書面	11	
解釈別記2	設置許可基準規則の解釈別記2	一審被告控訴理由書	10	
解釈別記3	設置許可基準規則の解釈別記3	控訴審第12準備書面	6	
解析値	解析によって求められた値	原審第21準備書面	46	
各基準検討チーム	原子炉施設等基準検討チームと地震等基準検討チームを併せた名称	原判決	5	
火山ガイド	原子力発電所の火山影響評価ガイド	原審第30準備書面	4	乙179

片岡ほか式	片岡正次郎氏らが執筆した論文である「短周期レベルをパラメータとした地震動強さの距離減衰式」	原判決	25	
神奈川県以遠に居住する原告ら	原告 X60, 原告 X51, 原告 X62, 原告 X71 の総称	原判決	73	
釜江氏	釜江克宏京都大学複合原子力科学研究所特任教授	控訴審第1準備書面	7	
釜江意見書(地震モーメント)	京都大学名誉教授である釜江克宏氏(地震工学)の令和元年7月22日付け意見書(地震モーメント)	原審第31準備書面	3	乙208
釜江意見書(短周期レベル)	京都大学名誉教授である釜江克宏氏(地震工学)の令和元年7月22日付け意見書(短周期レベル)	原審第31準備書面	3	乙209
川瀬委員	川瀬博委員(原子力安全基準・指針専門部会の地震等検討小委員会の委員)	原判決	41	
川瀬氏	川瀬博京都大学防災研究所特任教授	控訴審第1準備書面	7	
川瀬氏報告書	川瀬氏が作成した「経験式と地震動評価のばらつきに関する報告書」	原審第33準備書面	38	乙235
関西電力	関西電力株式会社	原審答弁書	4	
き				
菊地ほか(1999)	菊地正幸ほか「1948年福井地震の震源パラメーター」	原審第20準備書面	23	乙97
菊地ほか(2003)	Kikuchi et al.(2003)	原審第19準備書面	43	乙91
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第6号)	原判決	6	
技術基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	8	乙46
技術基準適合命令	経済産業大臣が、電気事業法40条に基づき、事業用電気工作物が技術基準に適合していないと認めるとときにする、事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限等の命令	原審答弁書	10	
技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(平成25年6月19日原規技発第1306197号原子力規制委員会決定)	原判決	211	乙59
基準地震動	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則4条3項に規定する基準地震動	原審第5準備書面	13	
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	原審第5準備書面	16	

基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	原審第5準備書面	28	
規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	控訴審第1準備書面	11	乙272
基本ケース	地震動審査ガイド I . 3. 3. 3に沿った地震動評価上の不確かさが一部考慮されていない段階の断層モデル	原審第33準備書面	44	
基本震源モデル	同上 (なお、原審第33準備書面44ページでは、「基本震源モデル」あるいは「基本ケース」と述べている。)	原審第9準備書面	11	
旧F-6破碎帯	昭和60年の本件各原子炉の設置変更許可申請時に推定されていたF-6破碎帯	原判決	51	
旧許可処分	発電用原子炉設置(変更)許可処分	原審第32準備書面	37	
九州電力	九州電力株式会社	原判決	16	
旧耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針について(昭和56年7月原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	14	
行訴法	行政事件訴訟法	原審答弁書	4	

#### け

原告ら準備書面(1)	原告らの平成24年10月16日付け準備書面(1)	原審第1準備書面	5	
原告ら準備書面(2)	原告らの平成24年12月25日付け準備書面(2)	原審第2準備書面	4	
原告ら準備書面(5)	原告らの平成26年3月5日付け準備書面(5)	原審第9準備書面	6	
原告ら準備書面(6)	原告らの平成26年6月3日付け準備書面(6)	原審第6準備書面	4	
原告ら準備書面(7)	原告らの平成26年9月9日付け準備書面(7)	原審第7準備書面	5	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成26年12月10日付け準備書面(8)	原審第9準備書面	6	
原告ら準備書面(9)	原告らの平成27年3月12日付け準備書面(9)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(10)	原告らの平成27年6月17日付け準備書面(10)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(11)	原告らの平成27年6月23日付け準備書面(11)	原審第10準備書面	6	
原告ら準備書面(12)	原告らの平成27年9月11日付け準備書面(12)	原審第11準備書面	5	
原告ら準備書面(13)	原告らの平成27年12月14日付け準備書面(13)	原審第12準備書面	5	
原告ら準備書面(14)	原告らの平成28年3月17日付け準備書面(14)	原審第13準備書面	5	
原告ら準備書面(15)	原告らの平成28年6月10日付け準備書面(15)	原審第14準備書面	5	
原告ら準備書面(16)	原告らの平成28年9月9日付け準備書面(16)	原審第15準備書面	5	
原告ら準備書面(17)	原告らの平成28年9月20日付け準備書面(17)	原審第15準備書面	5	
原告ら準備書面(18)	原告らの平成28年12月16日付け準備書面(18)	原審第16準備書面	8	
原告ら準備書面(19)	原告らの平成29年3月17日付け準備書面(19)	原審第17準備書面	7	

原告ら準備書面(20)	原告らの平成29年7月3日付け準備書面(20)	原審第18準備書面	6	
原告ら準備書面(21)	原告らの平成29年9月21日付け準備書面(21)	原審第20準備書面	7	
原告ら準備書面(22)	原告らの平成29年12月18日付け準備書面(22)	原審第20準備書面	7	
原告ら準備書面(23)	原告らの平成30年3月12日付け準備書面(23)	原審第21準備書面	10	
原告ら準備書面(24)	原告らの平成30年6月11日付け準備書面(24)	原審第28準備書面	5	
原告ら準備書面(27)	原告らの平成30年12月4日付け準備書面(27)	原審第30準備書面	4	
原告ら準備書面(29)	原告らの平成31年3月18日付け準備書面(29)	原審第28準備書面	17	
原告ら準備書面(30)	原告らの令和元年6月18日付け準備書面(30)	原審第30準備書面	4	
原告ら準備書面(32)	原告らの令和元年6月18日付け準備書面(32)	原審第33準備書面	6	
原告ら準備書面(34)	原告らの令和元年9月20日付け準備書面(34)	原審第31準備書面	3	
原災指針	原子力災害対策指針	原審第32準備書面	12	
原災法	原子力災害対策特別措置法	原審第32準備書面	12	
現状評価会合	大飯発電所3, 4号機の現状に関する評価会合	原審第3準備書面	6	
現状評価書	平成25年7月3日付け「関西電力(株)大飯発電所3号機及び4号機の現状評価書」	原審第3準備書面	6	乙35
原子力委員会等	原子力委員会及びその内部に置かれた原子炉安全専門審査会	控訴審第18準備書面	8	
原子力規制委員会等	原子力規制委員会及び経済産業大臣	原審第1準備書面	5	
原子力災害対策重点区域	住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	原審第2準備書面	18	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	原審第4準備書面	18	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	原審第4準備書面	5	
原子炉格納容器の破損等	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷	原審第17準備書面	33	
原子炉施設等基準検討チーム	原子炉設置許可の基準を検討するための発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム(発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームと改称)	原判決	5	
原子炉制御系統	原子炉の通常運転時に反応度を調整する機器及び設備	原審第5準備書面	34	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可	原審第4準備書面	20	
原子炉停止系統	原子炉の通常運転状態を超えるような異常な事態において原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために原子炉を停止する機能を有する機器及び設備	原審第5準備書面	34	

原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原 料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に 関する法律	原審答弁書	4	第3準備書面で 略称を変更
原子炉の安全性に関する判断	当時の原子炉等規制法24条1項3号(技術的 的能力に係る部分)及び4号の要件該当性 の判断	控訴審第18準 備書面	5	
検討会モデル	「日本海における大規模地震に関する調査 検討会」(国土交通省、内閣府、文部科学省 (2014))で想定されている若狭海丘列付 近断層(F-49)の波源モデル及びFO-A ～FO-B～熊川断層(F-53)の波源モ デル	控訴審第10準 備書面	21	
検討会モデル	「日本海における大規模地震に関する調査 検討会」(国土交通省、内閣府、文部科学省 (2014))で想定されている若狭海丘列付 近断層(F-49)の波源モデル及びFO-A ～FO-B～熊川断層(F-53)の波源モ デル	控訴審第10準 備書面	21	
検討用地震	内陸地殻内地震(陸のプレートの上部地殻 地震発生層に生ずる地震をいい、海岸のや や沖合で起こるものを含む。), プレート間地 震(相接する二つのプレートの境界面で発 生する地震)及び海洋プレート内地震(沈み 込む(沈み込んだ)海洋プレート内部で発生 する地震)について、敷地に大きな影響を与 えると予想される地震	原判決	206	
<b>二</b>				
広域地下構造調査(概 查)	地震発生層を含む地震基盤から解放基盤 までを対象とした地下構造調査	原審第23準備 書面	50	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の 認可以降の規制	原審答弁書	7	
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員 会・国会事故調報告書	原審第3準備書 面	21	
小山氏	原告小山英之氏	原審第34準備 書面	18	
小山氏陳述書	小山氏作成の「大飯3・4号炉基準地震動の 過小評価」と題する陳述書	原審第34準備 書面	18	甲221
近藤委員長	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏	控訴審第2準備 書面	12	
<b>三</b>				
サイト	原子力施設サイト(敷地)	原審第30準備 書面	20	
裁判所の第1回事務連 絡	裁判所の令和4年1月21日付け事務連絡	控訴審第3準備 書面	4	
佐賀地裁決定	玄海原子力発電所3・4号機再稼働差止仮 処分申立事件に係る佐賀地方裁判所平成 29年6月13日決定	原審第21準備 書面	37	乙108
佐藤(2010)	佐藤智美氏による「逆断層と横ずれ断層の 違いを考慮した日本の地殻内地震の短周 期レベルのスケーリング則」	原審第21準備 書面	30	乙104

佐藤(2021)	佐藤智美氏による国内外で発生した近時の内陸地殻内地震のスケーリング則に関する論文である「断層モデルに基づく世界の大規模地殻内地震の巨視的断層パラメータのスケーリング則」	控訴審第13準備書面	8	乙323
佐藤・堤(2012)	佐藤智美氏及び堤英明氏による「2011年福島県浜通り付近の正断層の地震の短周期レベルと伝播経路・地盤增幅特性」	原審第21準備書面	30	乙105
サマビルほか式	$M_0 = 7.5 \times 10^{18}$ (Mw6.5相当)未満の地震の経験式 $M_0 = (S / 2.23 \times 10^{15})^{3/2} \times 10^{-7}$	原判決	237	
サマビルほか(1999)	Paul Somervilleほかが執筆した論文である「Characterizing crustal earthquake slip models for the prediction of strong ground motion」	原判決	30	
参加人	控訴人参加人	一審被告控訴理由書	9	
参加人準備書面(1)	参加人の平成30年6月6日付け準備書面(1)	原審第24準備書面	29	
参加人控訴審準備書面(1)	参加人の令和4年5月24日付け準備書面(1)	控訴審第4準備書面	32	
参加人控訴審準備書面(3)	参加人の令和5年5月15日付け準備書面(3)	控訴審第15準備書面	9	
三連動	FO-A断層, FO-B断層及び熊川断層の三連動	原審第33準備書面	56	
し				
敷地近傍地下構造調査(精査)	地震基盤から表層までを対象とした地下構造調査	原審第23準備書面	50	
重松氏	重松紀生産業技術総合研究所主任研究員	原審第34準備書面	16	
四国電力	四国電力株式会社	原審第21準備書面	14	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	原審第5準備書面	6	
地震等基準検討チーム	原子力規制委員会が定めるべき基準を検討するための発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	原判決	5	
地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	原審第24準備書面	9	乙117
地震動審査ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306192号原子力規制委員会決定)	原判決	224	乙52
実用炉設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	原審第4準備書面	30	

実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)	原審第4準備書面	20	
地盤審査ガイド	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド	原判決	217	
島崎	島崎邦彦氏	原判決	20	
島崎証言	名古屋高等裁判所金沢支部に係属する事件での島崎氏の証言内容	原審第19準備書面	10	甲168
島崎提言	島崎氏が執筆した論文である「最大クラスではない日本海『最大クラス』の津波一過ちを糾さないままでは『想定外』の災害が再生産される」における島崎氏の提言	原判決	20	
島崎発表	日本地球惑星科学連合の2015年大会において行った発表である「活断層の長さから推定する地震モーメント」、その後、島崎は、日本地震学会の2015年度秋季大会や日本活断層学会の同年度秋季学術大会においても同趣旨の発表をした、これらの島崎氏の発表	原判決	20	
島崎発表等	島崎発表及び島崎提言の総称	原判決	33	
重大事故	発電用原子炉の炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	原判決	197	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	原審第5準備書面	7	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	原審第5準備書面	6	
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	原審第5準備書面	6	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	原審第5準備書面	6	
常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	原審第23準備書面	11	
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	原審第23準備書面	10	
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	原審第23準備書面	10	

使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23が規定する、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が同法43条の3の6第1項4号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が同法43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるときに、原子力規制委員会が、原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずる処分	原審第1準備書面	26	
省令62号	発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	原審答弁書	7	
省令62号の解釈	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について	原審第3準備書面	19	甲56
新F-6破碎帯	原子力規制委員会において認定された旧F-6破碎帯とは異なる位置を通過する新たな破碎帯	原判決	52	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等(同規則の解釈やガイドも含む)	原判決	6	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	原審第4準備書面	28	
震源モデル	検討用地震ごとに適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定したモデル	一審被告控訴理由書	10	
震源断層モデル	検討用地震ごとに適切な手法を用いて震源特性パラメータを設定したモデル	一審被告控訴理由書	10	
審査書案	関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に関する審査書(案)(平成29年2月22日原子力規制委員会)	原審第17準備書面	7	甲164
新耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審第1準備書面	10	乙2。答弁書から略称を変更。
新変更許可処分	発電用原子炉設置(変更)許可処分がされた後に、新たにされた設置変更許可処分	原審第32準備書面	37	
す				
水位変動による取水性低下の防止措置の設計方針	水位変動に伴う取水性低下による炉心冷却機能等の重要な安全機能への影響を防止するための設計方針	控訴審第12準備書面	6	
推本	地震調査研究推進本部	原判決	6	
推本長期評価手法報告書	推本による『活断層の長期評価手法』報告書(暫定版)』(平成22年11月)	原審第23準備書面	23	乙115
推本レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法	原判決	7	
せ				
制御棒挿入時間	制御棒の挿入のために施設における安全機能が損なわれないというために、制御棒の挿入に要する時間	原判決	48	

設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成29年原子力規制委員会規則第13号による改正前のもの)	原判決	4	
設置許可基準規則51条等	設置許可基準規則51条及び技術的能力審査基準Ⅱ1.8項	原審第28準備書面	14	
設置許可基準規則55条等	設置許可基準規則55条及び技術的能力審査基準Ⅱ1.12項	控訴審第8準備書面	7	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	7	乙44・113
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)	原判決	5	
<b>そ</b>				
訴訟要件①	処分権限	原審答弁書	5	
訴訟要件③	i 損害の重大性, ii 補充性	原審答弁書	5	
訴訟要件④	原告適格	原審答弁書	5	
遡上波に対する防護措置の設計方針	基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させず、かつ、取水路及び放水路等の経路から流入させないための設計方針	控訴審第12準備書面	6	
<b>た</b>				
第2ステージ	$M_0$ (地震モーメント) > 7.5E + 18Nm	原審第21準備書面	44	
第206回審査会合	平成27年3月13日に開催された原子力規制委員会の第206回審査会合	控訴審第4準備書面	40	
第5回進行協議期日	令和4年8月29日に実施された進行協議期日	控訴審第5準備書面	4	
第5回進行協議調書	第5回進行協議期日の進行協議調書	控訴審第5準備書面	4	
耐震安全性評価に対する見解	「耐震設計審査指針の改訂に伴う関西電力株式会社 美浜発電所1号機、高浜発電所3、4号機、大飯発電所3号機、4号機 耐震安全性に係る評価について(基準地震動の策定及び主要な施設の耐震安全性評価)」に対する見解	原審第1準備書面	30	乙23
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	原審第23準備書面	9	
耐震重要施設等	耐震重要施設及び重大事故等対処施設	控訴審第4準備書面	7	
耐震設計工認審査ガイド	耐震設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306195号原子力規制委員会決定)	原審第5準備書面	8	乙47
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審答弁書	20	第1準備書面で略称を変更

武村(1998)	武村雅之氏が執筆した論文である「日本列島における地殻内地震のスケーリング則－地震断層の影響および地震被害との関連－」	原判決	18	
武村式	断層面積S( $\text{km}^2$ )と地震モーメントMo(dyne·cm)の関係式 $\log S = 1/2 \log Mo - 10.71$ ( $Mo \geq 7.5 \times 10^{25}$ dyne·cm)	原判決	19	
武村式+片岡ほか式手法	原告らが主張する「壇ほか式」を「片岡ほか式」に置き換えた手法	原審第21準備書面	33	
田島ほか(2013)	田島礼子氏ほかによる「内陸地殻内および沈み込みプレート境界で発生する巨大地震の震源パラメータに関するスケーリング則の比較研究」	原審第21準備書面	30	乙106
短周期レベル	強震動予測に直接影響を与える短周期領域における加速度震源スペクトルのレベル	原判決	239	
壇ほか(2001)	壇一男氏、渡辺基史氏、佐藤俊明氏及び石井透氏が執筆した論文である「断層の非一様すべり破壊モデルから算定される短周期レベルと半経験的波形合成法による強震動予測のための震源断層モデル化」	原判決	22	
壇ほか式	活断層で発生する地震については、最新活動の地震による短周期レベルの想定が現時点では不可能である一方で、想定する地震の震源域に限定しなければ、最近の地震の解析結果より短周期レベルA( $\text{N}\cdot\text{m}/\text{s}^2$ )と地震モーメント $M_0$ ( $\text{N}\cdot\text{m}$ )との経験的関係が求められるため、その短周期レベルを算出する式 $A = 2.46 \times 10^{10} \times (M_0 \times 10^7)^{1/3}$	原判決	239	
ち				
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定)	原判決	212	甲60, 乙45
つ				
津波ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原管地発第1306193号原子力規制委員会決定)	原審第26準備書面	23	乙148
て				
手引き改訂案	発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き(改訂案)	原審第33準備書面	28	
と				
東京高裁平成17年判決	東京高等裁判所平成17年11月22日判決	原審第32準備書面	38	
東京電力	東京電力株式会社	原審第16準備書面	28	
当時の原子炉等規制法	原子炉等規制法(昭和52年法律第80号による改正前のもの)	控訴審第18準備書面	4	
な				
中田教授	中田節也東京大学地震研究所火山噴火予知研究センター教授(当時)	原審第30準備書面	21	
ね				

燃料体	発電用原子炉施設の燃料として使用する核燃料物質	原審第4準備書面	25	
<b>は</b>				
背景領域	震源断層内のアスペリティを除いた領域	一審被告控訴理由書	56	
破碎帯評価書	平成26年2月12付け「関西電力株式会社大飯発電所の敷地内破碎帯の評価について」	原判決	54	
破碎部	台場浜トレーナーの破碎帯(本件設置変更許可処分の審査書の表記に合わせるもの)	原審第29準備書面	16	
発電用原子炉施設	発電用原子炉及びその附属施設	原判決	198	
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	原審第4準備書面	6	
ばらつき報告書	川瀬委員作成の「経験式と地震動評価のばらつきに関する報告書」と題する書面	原判決	126	乙235
阪南市等に居住する原告ら	原告 X105, 原告 X122, 原告X123, 原告 X125 の総称	原判決	73	
<b>ひ</b>				
ピア・レビュー会合評価書案	大飯発電所の敷地内破碎帯に関する評価書案	原審第31準備書面	10	乙212
評価書案	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内破碎帯の評価について(案)	原審第3準備書面	32	乙39
<b>ふ</b>				
福井県モデル	福井県(2012)で想定されている若狭海丘列付近断層の波源モデル	控訴審第10準備書面	21	
福井地裁平成27年仮処分決定	福井地方裁判所平成27年4月14日決定	原審第20準備書面	15	甲138
福島第一原発事故	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故	原判決	4	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	原審第4準備書面	13	
<b>へ</b>				
平成17年5号内規	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(平成17年12月15日原院発第5号)	原審第1準備書面	18	乙19
平成18年耐震指針	平成18年改正後の耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	原審第24準備書面	9	甲2 乙2
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	原審第3準備書面	8	答弁書から略称を変更
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	原審第4準備書面	29	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	原審第4準備書面	29	
<b>ほ</b>				

法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(平成29年法律第15号による改正前のもの)	原判決	4	
保守的な基準地震動	評価対象とする地震について、地表で観察される断層長さだけではなく、地質学的アプローチ及び地震学的アプローチにより幅広くデータを取得、検討するとともに、それらに含まれる各種の不確かさを多重的・多角的に考慮して地下にある震源断層の長さ、断層幅等の震源特性パラメータを保守的に設定することにより、十分に保守的な地震モーメントを算定し、それに基づく地震動の評価を行い、同評価結果を踏まえて策定された保守的な基準地震動	控訴審第19準備書面	12	
本件会合	原子炉施設等基準検討チーム第23回会合	原審第31準備書面	3	
本件各原子炉	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉	原判決	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉及びその附属施設	原判決	11	
本件シミュレーション	原子力規制庁が平成24年12月に公表した、原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション	原判決	13	
本件処分	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可	原判決	4	
本件資料	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏が作成した資料	控訴審第2準備書面	12	甲第222号
本件申請	大飯発電所3号機及び4号機に係る発電用原子炉の設置変更許可の申請	原判決	4	
本件審査	本件申請に係る設置許可基準規則等への適合性審査	原判決	42	
本件断層	「FO-A～FO-B～熊川断層」	控訴審第3準備書面	5	
本件発電所	大飯発電所	原判決	8	
本件ばらつき条項	地震動審査ガイドのI.3.2.3(2)	原判決	40	
み				
宮腰ほか(2015)	宮腰研氏らが執筆した論文である「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	原判決	18	乙61
宮腰ほか(2015)正誤表	宮腰ほか(2015)(乙61)の表6の一部についての正誤表	原審第18準備書面	12	乙85
む				

室谷ほか式	$M_0 = 1.8 \times 10^{20}$ (Mw7.4相当)を上回る地震の経験式 $M_0 = S \times 10^{17}$	控訴審第21準備書面	18	
<b>も</b>				
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)	原審第3準備書面	8	
<b>や</b>				
山形調整官	山形浩史・重大事故対策基準統括調整官(当時)	原審第28準備書面	9	
山崎教授	山崎晴雄首都大学東京大学院教授(当時)	原審第30準備書面	21	
<b>ゆ</b>				
有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(平成25年6月19日原規技発第13061915号原子力規制委	原審第17準備書面	27	乙80
<b>よ</b>				
要対応技術情報	何らかの規制対応が必要となる可能性がある最新知見に関する情報	原審第30準備書面	23	
吉岡氏	吉岡産業技術総合研究所活断層評価研究チーム長(当時)	原審第31準備書面	10	
<b>れ</b>				
レシピ解説書	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)の解説	原審第27準備書面	8	乙155
<b>ろ</b>				
炉心	発電用原子炉の炉心	原判決	198	
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	原審第5準備書面	5	
<b>わ</b>				
渡辺氏	渡辺東洋大学教授	原審第31準備書面	10	